

総務教育常任委員会資料

(平成21年12月14日)

〔件名〕

- ・ 滞納処分取消等請求訴訟の提起について【税務課】 1
- ・ 不適正な経理処理に係る職員の処分等について【人事・評価室】 2
- ・ コンプライアンス確立（適正な経理処理の確保）に向けた取組について【人事・評価室】 3
- ・ 工程表を活用した「主要事業評価・事業棚卸し」の実施について（中間まとめ）【業務効率化室】 4
- ・ 緊急雇用創出事業の予備枠の執行状況について【業務効率化室、財源確保室】 6

総 務 部

滞納処分取消等請求訴訟の提起について

平成21年12月14日
税 務 課

下記のとおり平成21年9月18日付け（本県受付日 同年11月30日）で、訴訟が提起されましたので、その内容等について次のとおり報告します。

1. 原 告

鳥取市在住の男性

2. 被 告

鳥取県（代表者 鳥取県知事 平井 伸治）

3. 請求の趣旨

<主位的請求>

- (1) 鳥取県が県税の滞納処分として執行した、預金債権の差押及び取り立て処分、滞納県税への充当処分の無効確認又は取消しの請求
- (2) 差押金額 130,073 円の不当利得返還請求
- (3) 精神的被害に対する慰謝料 1,000,000 円及び弁護士費用 100,000 円の請求

<予備的請求> 不当利得返還請求が認められない場合に、主位的請求に代わる請求

- ・違法な滞納処分により被った損害 1,240,073 円（差押金額相当 130,073 円、慰謝料 1,000,000 円、弁護士費用相当 110,000 円）の損害賠償の請求

4. 請求の理由

- (1) 東部総合事務所が、原告の滞納県税を徴収するために執行した預金債権に対する差押処分は、実質的にみて差押禁止財産である児童手当の差押えであり違法。それを前提とした本件取り立て及び本件充当も違法。
- (2) 仮に児童手当自体の差押えには当たらないとしても、税金徴収権限の濫用あるいは信義則違反として取り消されるべき違法がある。

5. 今後の対応方針

- ・原告の主張は不当であり、また、原告に対する徴税事務は適正であると考えことから、請求には応じず争うものとする。

6. 経 緯

- H17 - H19 原告は平成17年度から平成19年度の県税を滞納
- H20. 6. 11 東部総合事務所県税局が鳥取市内金融機関で原告の預金債権を差押え
6. 24 原告から鳥取県知事に対する審査請求書を受理
- H21. 3. 19 審査請求の裁決（差押処分取消し、差押範囲の縮減は却下、その他は棄却）
11. 30 鳥取地裁より本件訴状（9月18日付）を受理

不適正な経理処理に係る職員の処分等について

平成21年12月14日
人事・評価室

1 処分日

平成21年12月7日（月）

2 処分内容等

(1) 不適正な経理処理（請求書等の差替え）に対する処分

会計検査院から指摘された不適正な経理処理及び物品購入に係る県の自主調査により明らかとなった不適正な経理処理について、関係職員の処分等を実施した。

①対象職員数及び処分内容

		管理職	非管理職	計
会計検査院 指摘分	戒告	1	6	7
	文書訓告	3	7	10
	口頭注意	3	3	6
	計	7	16	23
自主調査分	戒告	—	—	0
	文書訓告	—	2	2
	口頭注意	—	—	0
	計	0	2	2
計	戒告	1	6	7
	文書訓告	3	9	12
	口頭注意	3	3	6
	計	7	18	25

（単位：人）

②事実関係

業務に必要な物品の購入、又は業務実施において発生した事務機器の修繕料などの支払にあたり、事実とは異なる物品（消耗品）の請求書により代金を支払ったもの。

【主な事例】

所属（当時）	年度	支出金額	請求書等の品目	業者の納入品目
畜産課	16	59,850円	MOディスク等	ストーブ
道路課	16	229,204円	DVD-R等	ロッカー
治山砂防課	16、17	231,913円	トナーカートリッジ等	パソコン等

③その他

需用費の「翌年度納入」「前年度納入」、「賃金」「旅費」については、適正な取扱いの不徹底や処理体制の未整備といった組織全体のシステム的な問題として、全庁的に支払年度区分の整理等の再徹底や予算の整理・執行方法の見直しを行うことにより、再発防止を図る。

コンプライアンス確立（適正な経理処理の確保）に向けた取組について

平成21年12月14日
人事・評価室

1 職員に向けた緊急メッセージについて

会計検査院の検査指摘及び自主調査により明らかとなった不適正な経理処理を反省材料とし、県民の信頼回復に向けて、職員のコンプライアンス意識の向上を図るために、12月8日に知事から「職員に向けた緊急メッセージ」を発出しました。

- ・職員一人ひとりにメールで送信
- ・各所属において執務室内に掲示
- ・県ホームページにも掲載

2 今後のコンプライアンス確立に向けた取組（速やかに実施するもの）

12月8日（火）にコンプライアンス確立本部第2回会議を開催して、次の取組を決定し、実施することとしました。

（1）コンプライアンス強化運動期間の設定による重点的な取組の実施

①コンプライアンス強化運動期間

- ・1回目：平成21年12月10日（木）～12月31日（木）
- ・2回目：平成22年3月1日（月）～4月30日（金）

②取組事項

- ・「職員に向けた緊急メッセージ」を基にしたコンプライアンスの再確認の取組の実施
- ・「コンプライアンス行動指針」を活用するなどして、各職員が自らの業務の再点検を実施

（2）「県民への誓い」

すべての県職員に共通の規範となるものとして、「県民への誓い」を定めて、職員一人ひとりの心に訴える形での実践運動の柱とする。

- ・素案を示して、各職場でもよりふさわしい内容となるよう検討中
- ・新年（平成22年1月）の公表を目標に引き続き検討

（3）不適正な経理処理に係る処分等の目安の設定

今後、不適正な経理処理を行った場合には、従来以上の厳しい処分に対応することを基本的な考え方とする。

（具体的な適用例）私的使用の目的で行った不適正な経理処理	→ 免職
経理外の資金造成、業者への金品の「預け」	→ 免職、停職、減給
請求書の「差替え」等による不適正な物品購入	→ 停職、減給、戒告
故意による年度区分を跨いだ不適正な物品購入	→ 停職、減給、戒告

（4）外部通報窓口の設置

県の経理上の不正について、外部（取引業者やその従業員等を想定）からの通報窓口を行政監察室に設置

（5）物品の検収チェック体制の見直し

納品を確実に確認・検査するために業務の実情に応じた適切な検収者を指名できるよう弾力化

（6）鳥取県職員コンプライアンス行動指針の一部改正

個別業務の留意事項や過去の具体的な事例を追加することにより、職員により分かりやすく、研修等でも活用しやすくなるよう全体を再構成

工程表を活用した「主要事業評価・事業棚卸し」の実施について(中間まとめ)

平成21年12月14日
業務効率化室

1 事業棚卸しの考え方

事業棚卸しプロジェクトチームが実施する「主要事業評価・事業棚卸し」は、チームメンバーに若手職員サブチームや総合事務所の職員を加えることで、県の事業を通常の予算・組織編成作業とは異なる視点で点検・評価を行う。

更に、チームで行った点検・評価結果を公開し、多くのご意見をいただいた上で最終案をとりまとめ、予算・組織定数編成作業、今後の各所属における事業の改善、将来ビジョンの進捗管理、国への提言などに活用する。

2 これまでの経過

点検・評価に当たり、工程表から250事業を対象として選定し、所属とプロジェクトチームとの意見交換(10月末～11月中旬)を実施。その結果を各所属にフィードバックし内容を精査(11月下旬)してきた。

3 評価の視点と評価結果

点検・評価の結果「抜本の見直し(廃止を含む)又は実施主体の変更を検討する事業」を提案するとともに、実施に当たっての要改善事項や更に充実強化が必要な事項などを提案する。

①抜本の見直し(廃止を含む)又は実施主体の変更を検討する事業 62事業
[判断の視点・対象事業数]

区 分	判断の視点(例)	事業数
抜本の見直し (廃止を含む)を 検討	○民間等の活用で対応可能である ○市町村でも独自に取り組んでいる ○他部局等の既存の資源・制度などの有効利用が可能である ○補助金申請等実績がない等、現状のまま事業継続しても目的とする効果が見込めない ○目的達成の手段としてもっと有効な手段がある ○自らの利益に繋がるものは自助努力で実施すべきである	19事業
実施主体の変更 を検討		43事業
民間による 実施	○行政の役割は終了している ○民間の方が効果的・効率的に対応できる ○地域によって特色があってよい	12事業
市町村によ る実施・共 同化	○住民に身近な市町村の方が効果的・効率的に対応できる ○特定の市町村・地域に限定されている ○市町村との共同化により効果的・効率的に対応できる	26事業
国による実 施	○全国一律の基準があってよい ○国の方が効果的・効率的に対応できる	5事業

(注) 複数の区分に位置付けた事業あり(重複を除くと両区分の実数は56事業)

[内訳]

区分	事業名(所管所属)
抜本の見直し(廃止を含む)を検討	○草の根自治支援事業(県民室)、○ワークライフバランス率先行動事業(給与室)、○地域ケアネットワーク推進事業(長寿社会課)、○近畿に打って出る鳥取の景観事業(景観まちづくり課)、○物流効率化支援事業(通商物流チーム)、○「幸せはこぶ福(29)ロード」推進事業(八頭総合)、○日野郡民行政参画推進会議運営費(日野総合)、○職員宿舍管理事業費(財源確保室)、○私立高等学校等運営費

補助金・活力と魅力あふれる私立学校支援事業(青少年・文教課)、○青少年育成対策推進事業(青少年・文教課)、○総合交通対策費(交通政策課)、○明るい長寿社会づくり推進事業(長寿社会課)、○「健康づくり文化」創造事業(健康政策課)、○環境教育推進事業(環境立県推進課)、○液晶等実践的技術者育成・確保事業(人材育成確保チーム)、○とっとりの木利用施設推進事業(森林・林業総室)、○不登校対策事業(小中学校課)、○情報発信「鳥取県の文化財」(文化財課)、○児童生徒の体力向上事業(体育保健課)

実施主体の変更を検討

【民間による実施】

○鳥取県総合芸術文化祭開催事業(文化政策課)、○鳥取県文化団体連合会主催事業補助金(文化政策課)、○とっとり環境ネットワーク支援事業(環境立県推進課)、○電気事業(企業局)、○鳥の演劇祭開催事業費(文化政策課)、○医療機関へのかかり方啓発事業(医療政策課)、○【再掲】環境教育推進事業(環境立県推進課)、○景観まちづくり活動団体サポート事業(景観まちづくり課)、○花と緑のまちづくり支援事業(公園自然課)、○元気な商店創出事業(経営支援チーム)、○【再掲】液晶等実践的技術者育成・確保事業(人材育成確保チーム)、○食のみやこ鳥取県フェスタ等開催費(農政課)

【市町村による実施・共同化】

○乳幼児すこやか発達相談指導事業(子ども発達支援室)、○こどもエコクラブ活動支援事業(環境立県推進課)、○鳥取県あんしん賃貸支援事業(住宅政策課)、○大山自然歴史館事業(西部総合)、○自主防災組織の組織化・活性化に向けた支援事業(防災チーム)、○元気な消防団づくり支援事業(消防チーム)、○応急手当普及推進事業(消防チーム)、○市町村税務行政支援事業(税務課)、○【再掲】鳥の演劇祭開催事業費(文化政策課)、○観光プロモーター設置事業(観光政策課)、○心のバリアフリー推進事業(福祉保健課)、○精神障害者地域移行支援事業(障害福祉課)、○母子保健指導振興費(子育て支援総室)、○湖沼水質浄化対策推進事業(水・大気環境課)、○廃棄物不法投棄対策強化事業(循環型社会推進課)、○【再掲】景観まちづくり活動団体サポート事業(景観まちづくり課)、○自然公園等管理費(公園自然課)、○【再掲】花と緑のまちづくり支援事業(公園自然課)、○鳥取砂丘保全・再生事業(砂丘事務所)、○鳥取砂丘景観再生事業(砂丘事務所)、○鳥取砂丘新発見伝事業(砂丘事務所)、○消費者啓発事業(消費生活センター)、○【再掲】元気な商店創出事業(経営支援チーム)、○農業改良普及指導活動費(農林総合研究所)、○港湾・漁港建設事業、港湾・漁港維持管理費等(空港港湾課)、○教職員研修事業(アドバイザー派遣事業(校内研修支援))(教育センター)

【国による実施】

○人権啓発教育事業費(市町村・人権関係団体等支援事業費)(人権推進課)、○統計調査総務費(統計課)、○基本統計費(統計課)、○地域情報化推進事業(情報政策課)、○環境にやさしい住まい推進事業(住宅政策課)

②引き続き県で実施するが改善等を提案する事業

128事業

[主な改善点等]

- ・事業規模の縮小の検討が必要ではないか
- ・期限・目標値等の設定の検討が必要ではないか
- ・事務の効率化、やり方見直しの検討が必要ではないか
- ・他部局との役割整理の検討が必要ではないか
- ・市町村との役割整理の検討が必要ではないか

③現状どおり実施する事業

81事業

4 今後の予定

- 12月13日 地域主権研究会に中間まとめ結果を報告
- 12月14日 議会常任委員会に報告
- 12月下旬まで パブリックコメント
- 12月下旬 最終報告とりまとめ

緊急雇用創出事業の予備枠の執行状況について

平成21年12月14日
業務効率化室
財源確保室

商工労働部が所管する緊急雇用創出事業の県事業予備枠を活用して追加実施することとなった事業は次のとおりです。

【事業の内訳】

所属名	事業名	雇用創出人数		H21	事業内容
		H21～ 23年度	H21 年度	予算額 (千円)	
業務効率化室	組織管理費	1	1	955	組織定数編成事務の円滑執行のため、他県の状況調査、各種データの入力・加工や資料作成などの事務補助等業務を行う。
財源確保室	公有財産管理・利活用対策費	2	2	1,516	適正な公有財産管理と事務の簡略化を図るため、公有財産台帳のデータベース化を行う。
今回報告分計		3	3	2,471	

※この事業は、「緊急雇用創出事業臨時特例基金」を活用して実施する事業です。